

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路（指定年月日 昭和44年11月20日 第121号）の指定を取消したので、公告する。

令和4年4月20日

宮城県大河原土木事務所長



- | | | |
|---|------------------|----------------------|
| 1 | 指定番号 | 第121号（大河原土木事務所） |
| 2 | 取消しする指定道路の種類 | 第42条第1項第5号 |
| 3 | 指定取消しの年月日 | 令和4年4月20日 |
| 4 | 取消しする指定道路の位置 | 柴田郡柴田町船岡東二丁目408番5の一部 |
| 5 | 取消しする指定道路の延長及び幅員 | |
| | （1） 幅員 | 4.00m |
| | 延長 | 13.15m |
| | （2） 幅員 | 4.00m |
| | 延長 | 22.80m |